

健全化判断比率・資金不足比率の報告について

— 令和 6 年度 —

1. 健全化判断比率・資金不足比率総括表	1
2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況	2
3. 実質公債費比率の状況	3
4. 将来負担比率の状況	4
5. 下水道事業会計資金不足比率の状況	5
6. 病院事業会計資金不足比率の状況	6

阪南市

令和 7 年 9 月

1. 令和6年度 健全化判断比率・資金不足比率総括表

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 0	29. 7
早期健全化基準 (13. 09)	(18. 09)	(25. 0)	(350. 0)
財政再生基準 (20. 00)	(30. 00)	(35. 0)	—

(参考値)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 5 年度	—	—	5. 3	20. 2
令和 4 年度	—	—	6. 2	26. 4
令和 3 年度	—	—	7. 4	43. 7

(2) 下水道事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：％)

資金不足比率	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20. 0)			

(3) 病院事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：％)

資金不足比率	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20. 0)			

2. 令和6年度実質赤字比率・連結赤字比率の状況

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	260,311	2.2
小 計		260,311	2.2
標準財政規模		11,719,109	100.0
実質赤字比率 (%)		-2.22	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	161,897	1.4
	介護保険特別会計	154,355	1.3
	後期高齢者医療特別会計	136,708	1.2

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は**負の値**で表示されます。

会 計 名		(単位:千円) 資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	病院事業会計	149,802	1.3
	下水道事業会計	70,910	0.6
法 非 適 用 企 業			
合 計		933,983	8.0
標準財政規模(再掲)		11,719,109	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-7.96	※

3. 令和6年度 実質公債費の状況

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く) (3③A表 「元利償還金」欄 の数値を転記)	積立不足額を考慮 して算定した額 (3①表「エ」欄 の数値を転記)	満期一括償還地方 債の1年当たりの 元金償還金に相当 するもの(年度割 相当額) (3①表 「ウ」欄の数値を 転記)	公営企業に要する 経費の財源とする 地方債の償還の財 源に充てたと認め られる繰入金(3 ②表「合計※」欄 の数値を転記)	一部事務組合等の 起こした地方債に 充てたと認められ る補助金又は負担 金	公債費に準ずる債 務負担行為に係る もの	一時借入金の利子	特定財源の額(3 ③A表「特定財源 計」欄の数値を転 記)	事業費補正により 基準財政需要額に 算入された公債費	災害復旧費等に係 る基準財政需要額	密度補正により基 準財政需要額に算 入された元利償還 金及び準元利償還 金(ただし、④～ ⑦に係るものは、 地方債の元利償還 額を基礎として算 入されたものに限 る)
令和4年度	1,409,794			433,600	183,466	0		256,114	104,753	1,059,526	38,423
令和5年度	1,404,519			435,048	163,023	0		260,100	143,048	1,111,690	38,714
令和6年度	1,420,400			433,436	116,287	0		360,110	175,215	1,158,059	37,644

	⑫	⑬	⑭	⑮			
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発 行可能額	地方財政法第5条 の3第4項第1号 の規定に基づき総 務大臣が定める額 (特別区のみ記入)		実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和4年度	6,374,539	5,018,612	189,215			令和4年度 5.47266	
令和5年度	6,526,259	4,872,993	84,502			令和5年度 4.40652	
令和6年度	6,569,833	5,108,926	40,350			令和6年度 2.31050	4.0

(参考)

	⑥の内訳								
	P F I 事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第 7 条第 1 号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第 7 条第 2 号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第 7 条第 3 号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第 7 条第 4 号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第 7 条第 5 号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第 7 条第 6 号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第 7 条第 7 号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第 7 条第 8 号）	利子補給に係るもの（政令第 12 条第 4 号）
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

4. 令和6年度 将来負担比率の状況

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
15,117,522	0	4,925,176	661,479	2,897,412	0	0	0	0	0	0	0

(分母比) 146

48

6

28

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
5,884,403	2,768,482	2,768,482	11,865,933

(分母比) 57

27

27

115

将来負担額 A
23,601,589

—

228

充当可能財源等 B
20,518,818

198

=

A - B
3,082,771

30

=

将来負担比率 (%)
29.7

標準財政規模 C
11,719,109

—

113

算入公債費等の額 D
1,370,918

13

100

C - D
10,348,191

100

5. 令和6年度 下水道事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	11,719,109
------------	------------

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c (-d)	流動負債 a	控除企業債等 b	控除額 c	土地前受金 d	(2) 算入地方債	(3) e-f-g-i	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 i	(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
法適用企業 宅 地造成事業以外 宅 地造成	下水道事業会計	71,672	511,686	440,014			0	142,582	142,582					

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額※	(10) 営業収益の額－ 受託工事収益の額	うち指定管理 者利用料金	(11) 資本＋負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
法適用企業 宅 地造成事業以外 宅 地造成	下水道事業会計	-70,910	0	70,910	-	394,035	0		394,035	-	2,231	0.6

6. 令和6年度 病院事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)														11,719,109	
(単位:千円)															
	特別会計名	(1)						(2)	(3)					(4)	(5)
		a-b-c-d (-e)	流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	土地前受金 e	算入地方債	e-f-g-h	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h	地方債残高	長期借入金
宅 地 造 成 事 業 以 外 法 適 用 企 業	病院事業会計	17,438	116,333	98,895				167,240	167,240						

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の 額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額 ※	(10) 営業収益の額－ 受託工事収益の 額	うち指定管理 者利用料金	(11) 資本＋負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
宅 地 造 成 事 業 以 外 法 適 用 企 業	病院事業会計	-149,802		149,802	-	9,524	9,524		9,524	-	8,886	1.3
宅 地 造 成												